

固定資産税に係る特例措置(わがまち特例等)について

「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」により、課税標準の特例を受けられます。

法:地方税法

令和8年4月1日時点

| 番号 | 区分 | 東かがわ市税条例 | 根拠法令 | 取得時期等 | 期間 | 特例割合 |
|----|---|--------------|-----------------|---------------------------|----|------|
| 1 | 家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産 | 第61条の2第1項 | 法第349条の3第27項 | - | - | 1/2 |
| 2 | 居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産 | 第61条の2第2項 | 法第349条の3第28項 | - | - | 1/2 |
| 3 | 事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産 | 第61条の2第3項 | 法第349条の3第29項 | - | - | 1/2 |
| 4 | 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設 | 附則第10条の2第1項 | 法附則第15条第2項第1号 | 令和6年4月1日から 令和10年3月31日 | - | 1/2 |
| 5 | 下水道法に規定する公共下水道の排水区域内の工場又は事業場が当該工場等に設置した除害施設 | 附則第10条の2第2項 | 法附則第15条第2項第5号 | 令和6年4月1日から 令和10年3月31日 | - | 4/5 |
| 6 | 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策の用に供する償却資産 | 附則第10条の2第3項 | 法附則第15条第20項 | 平成28年4月1日から 令和10年3月31日 | 4年 | 1/2 |
| 7 | 津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する部分 | 附則第10条の2第4項 | 法附則第15条第21項第1号 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日 | 5年 | 2/3 |
| 8 | 津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 | 附則第10条の2第5項 | 法附則第15条第21項第2号 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日 | 5年 | 1/2 |
| 9 | 津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 | 附則第10条の2第6項 | 法附則第15条第21項第3号 | 平成30年4月1日から 令和9年3月31日 | 5年 | 1/2 |
| 10 | 指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 | 附則第10条の2第7項 | 法附則第15条第22項第1号 | - | 5年 | 2/3 |
| 11 | 協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 | 附則第10条の2第8項 | 法附則第15条第22項第2号 | - | 5年 | 1/2 |
| 12 | 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 | 附則第10条の2第9項 | 法附則第15条第24項第1号イ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 1/2 |
| 13 | 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 | 附則第10条の2第10項 | 法附則第15条第24項第1号ロ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 1/2 |

固定資産税に係る特例措置(わがまち特例等)について

「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」により、課税標準の特例を受けられます。

法: 地方税法

令和8年4月1日時点

| 番号 | 区分 | 東かがわ市税条例 | 根拠法令 | 取得時期等 | 期間 | 特例割合 |
|----|--|--------------|-----------------|---------------------------------------|----|---------------|
| 14 | 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 | 附則第10条の2第11項 | 法附則第15条第24項第1号ハ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 1/2 |
| 15 | バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 | 附則第10条の2第12項 | 法附則第15条第24項第1号ニ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 1/2 |
| 16 | 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 | 附則第10条の2第13項 | 法附則第15条第24項第2号 | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 3/5 |
| 17 | 特定風力発電設備 | 附則第10条の2第14項 | 法附則第15条第24項第3号イ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 2/3 |
| 18 | 特定地熱発電設備 | 附則第10条の2第15項 | 法附則第15条第24項第3号ロ | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 2/3 |
| 19 | 特定水力発電設備 | 附則第10条の2第16項 | 法附則第15条第24項第4号 | 令和8年4月1日から 令和11年3月31日 | 3年 | 3/4 |
| 20 | 地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備 | 附則第10条の2第17項 | 法附則第15条第27項 | 平成29年4月1日から 令和11年3月31日 | 5年 | 2/3 |
| 21 | 都市緑地法の規定により設置した市民緑地の用に供する土地 | 附則第10条の2第18項 | 法附則第15条第31項 | 平成29年6月15日から 令和9年3月31日 | 3年 | 2/3 |
| 22 | 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設 下水道法に規定する雨水貯留浸透施設 | 附則第10条の2第19項 | 法附則第15条第39項 | 令和3年11月1日から 令和9年3月31日 | - | 1/3 |
| 23 | 特定都市河川浸水被害対策法により指定された貯留機能保全区域内にある土地 | 附則第10条の2第20項 | 法附則第15条第40項 | 令和4年4月1日から 令和10年3月31日 | 3年 | 3/4 |
| 24 | 新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 | 附則第10条の2第21項 | 法附則第15条の8第2項 | 平成27年4月1日から 令和9年3月31日 | 5年 | 2/3 税額から減額 |
| 25 | 新築された日から20年以上を経過したマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事 | 附則第10条の2第22項 | 法附則第15条の9の3第1項 | 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に大規模な工事が行われたもの | 1年 | 1/3 税額から減額 |

固定資産税に係る特例措置(わがまち特例等)について

「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」により、課税標準の特例を受けられます。

法:地方税法

令和8年4月1日時点

| 番号 | 区分 | 東かがわ市税条例 | 根拠法令 | 取得時期等 | 期間 | 特例割合 |
|----|---|--------------|---------------|--|----|-------------------|
| 26 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋の利便性等向上改修工事 | 附則第10条の2第23項 | 法附則第15条の11第1項 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われたもの | 1年 | 1/3 税額から 減額 |

※償却資産の場合は、償却資産申告書の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の対象資産の摘要欄に特例と記入して提出してください。
なお、特例の種類によっては添付書類の提出をお願いする場合があります。詳しくは、税務課固定資産税グループまでお問い合わせください。